

認可地縁団体の手引き

令和2年12月 作成

令和4年 4月 変更

令和8年 7月 変更

山梨県 甲州市

総務課

 0553-32-5041(直通)

目次

I 制度の概要	3
II 認可申請の手続き	4
III 認可後の地縁団体	10
IV 認可の取消と解散	17
V 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例	18

I 制度の概要

1、「地縁による団体」とは

「地縁による団体」とは、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」(地方自治法第260条の2第1項)と定義されており、一定の区域に住所を有することのみを構成員の資格としています。

したがって、自治会や町内会のように、区域に住所を有する人は誰でも構成員になることができ、良好な地域社会の維持・形成を目的として、住民の自主性により組織された団体は、原則として地縁による団体であると考えられます。

2、「認可地縁団体」とは

これまで、自治会などには法人格が認められていなかったため、自治会などで所有する集会所等の不動産登記名義は、当該団体の代表者個人または役員の共有名義でした。このことにより、当該名義人の死亡後による相続問題などが生じていました。

こうした問題に対処するため、地方自治法の一部を改正する法律(平成3年4月2日公布施行)において、「地縁による団体が一定の手続きの下に法人格を取得できる」規定が盛り込まれました。

地縁による団体が一定の手続きを行い、市の認可・告示を受けることで、法人格を取得することができ、団体名義で不動産登記をすることができるようになりました。

このように、市の認可によって、法人格を取得した地縁による団体のことを「認可地縁団体」といいます。

Ⅱ 認可申請の手続き

1、申請できる団体

地方自治法において、法人格付与の対象となるのは「地縁による団体」に限られます。したがって、以下のような団体については「地縁による団体」には該当しないため、申請を行うことができません。

申請できない団体	具体例
特定の目的の活動だけを行う団体	・スポーツや趣味の同好会 ・伝統芸能保存会 ・環境保全団体 など
住所以外に「年齢」「性別」などの加入要件がある団体	・老人クラブ ・青年会 ・婦人会 など

※令和3年11月26日から不動産等の権利の保有及び保有予定の有無に関わらず認可が可能になりました。

※令和5年4月1日から同一市町村内の認可地縁団体同士に限って、その合併が認められるようになりました。合併後の認可地縁団体が認可地縁団体の設立要件に適合するか否かを改めて確認する必要があるため、市町村長の認可を受けなければ合併の効力は生じないこととされています。

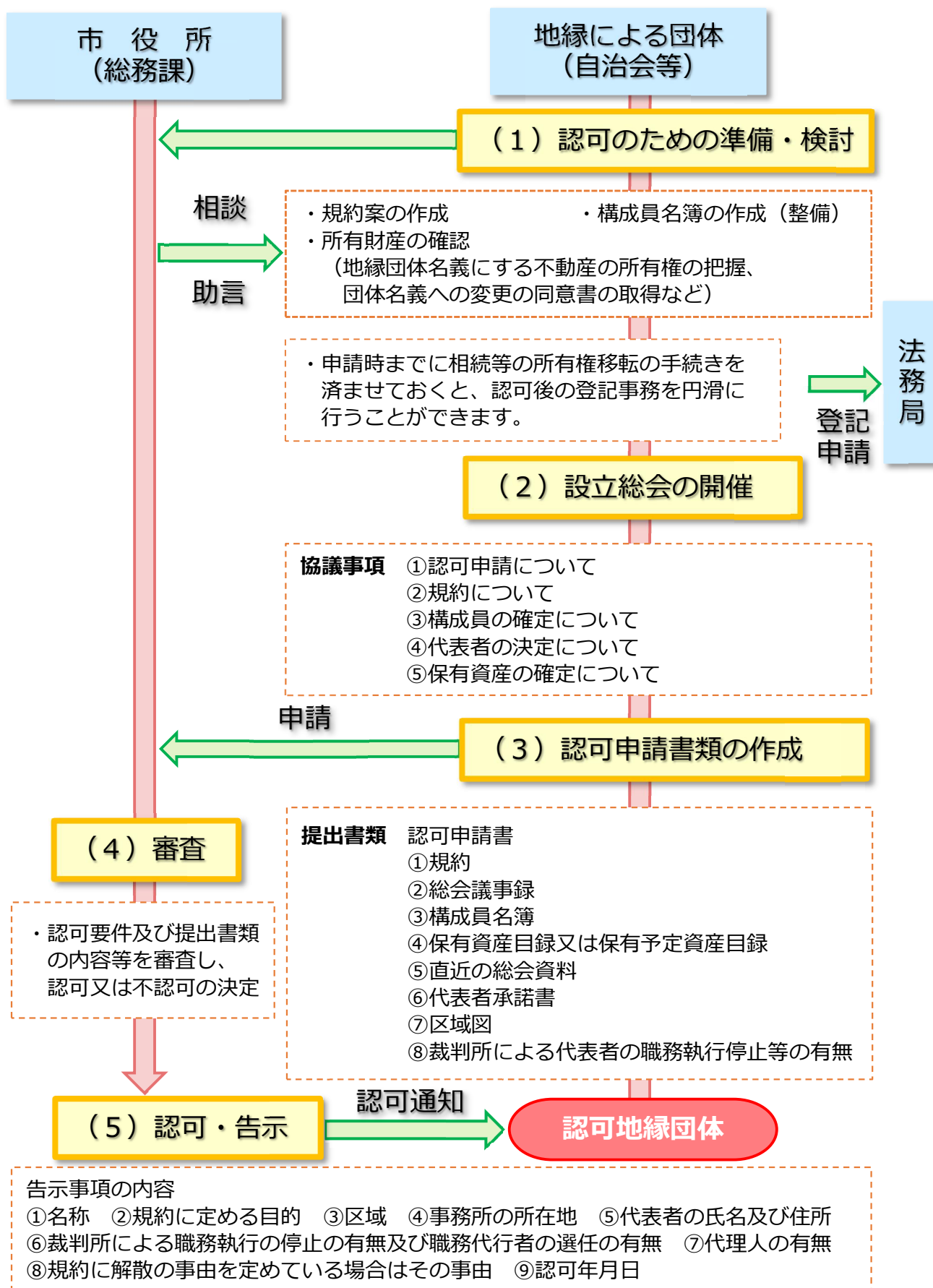
2、認可の要件

次の1～4の4項目が認可の要件となります。(地方自治法第260条の2第2項各号)

なお、認可の後にこれらの要件を満たさなくなった場合は、認可の取消となります。

項目	要件								
1 目 的	<u>良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動</u>(住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など)<u>を行うことを目的</u>とし、現にその活動を行っている」と認められること。 ①広く地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とすることが、規約に明記されていることが必要です。 ②地域的な共同活動については、総会資料等で確認します。								
2 区 域	団体の区域が安定的であり、<u>住民にとって客観的に明らか</u>であること。 ①当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の状況によらなければなりません。								
3 構成員	団体の区域に住所を有する<u>すべての個人</u>は、その構成員になることができるものとし、現にその<u>相当数の者</u>が構成員となっていること。 ①区域に住所を有するすべての個人が構成員となれる旨が規約に定められていることが必要です。 ②相当数の者が現に構成員となっていることが、構成員名簿で確認できることが必要です。 ③「すべての個人」とは、年齢・性別等を問わず、その区域に住所を有する個人すべてを指します。 ④「相当数の者」とは、区域住民の過半数とします。								
4 規 約	以下の8つの事項が定められている規約であること。 <table border="0"> <tr> <td>①目的</td><td>②名称</td></tr> <tr> <td>③区域</td><td>④主たる事務所の所在地</td></tr> <tr> <td>⑤構成員の資格に関する事項</td><td>⑥代表者に関する事項</td></tr> <tr> <td>⑦会議に関する事項</td><td>⑧資産に関する事項</td></tr> </table>	①目的	②名称	③区域	④主たる事務所の所在地	⑤構成員の資格に関する事項	⑥代表者に関する事項	⑦会議に関する事項	⑧資産に関する事項
①目的	②名称								
③区域	④主たる事務所の所在地								
⑤構成員の資格に関する事項	⑥代表者に関する事項								
⑦会議に関する事項	⑧資産に関する事項								

3、認可手続きの流れ



4、認可申請に必要な書類等

申請する際に必要な書類については、以下の点に注意してください。

■認可申請書（様式1）

代表者の印は、印鑑証明及び印鑑登録をした印鑑による押印である必要はありません。

■規約

規約には、地方自治法第260条の2第3項に定める8つの事項のすべてが記載されていることが必要です。（5ページを参照）

①目的

特定の活動のみを目的とするのではなく、「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことが目的」である旨を明記することが必要です。

②名称

団体の正式名称を記載してください。特に制限はありませんが、「〇〇区」「△△組」といった名称でよいと解されています。

③区域

その区域が、区域内外の住民にとって客観的に明らかなものであり、安定的に存在していることが必要です。

④事務所の所在地

団体の事務所の所在地は、1ヶ所に限ります。規約には、地番による明記のほか、「代表者の自宅に置く」、「〇〇集会所に置く」と明記しても構いません。

⑤構成員の資格に関する事項

区域内に住所を有する個人すべてが、団体の構成員になり得ること、正当な理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを、必ず定めなければなりません。

⑥代表者に関する事項

代表者の選出方法、任期、代表者の権限、代表者に委任する事項を明記することが必要です。また、役員の任務分掌なども規約に規定したほうが望ましいです。

⑦会議に関する事項

通常総会、臨時総会の招集方法、議決方法、議決事項を明記する必要があります。また、役員の選出方法、事業計画、会費徴収、予算決算、規約の改正等についても規定したほうが望ましいです。

表決権については、特に注意する必要があります。原則的に、表決権は平等(会員個人で一票)である必要があります。しかし、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが、沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的である場合には、表決権を世帯単位に平等なもの(世帯単位で一票)としても良いとされています。ただし、規約の変更、財産の処分などの重要事項については、構成員個人で一票の表決権となります。

認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面による表決に代えて、電子メール等による電磁的方法により表決することができるようになりました。電磁的方法による表決をするためには、規約の改正及び総会の決議が必要となりますので、事前にご相談ください。

構成員全員の承諾があるときは、総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行うことができます。ただし、個々の決議事項についてその案を提示してそれぞれの規定通りの承諾又は合意を得る必要があります。

⑧資産に関する事項

固定資産、流動資産を問わず、すべての資産の構成等を定めておく必要がありますので、財産目録を作成してください。なお、規約には、「資産の構成は別に定める財産目録による」とすることも可能です。

■総会議事録

認可を申請することについて、総会で正式に議決したことを確認しますので、以下の議題について審議・承認され、議長及び議事録署名人の署名・押印のある総会議事録(写しで可)を提出してください。

【協議事項】

- ①認可地縁団体認可申請について
- ②新規約について
- ③構成員の確定について
- ④代表者の決定について
- ⑤資産の確定について

■構成員名簿

区域内に住所を有する全ての個人が構成員になることができる必要があり、その相当数の者が現に構成員となっていることが必要です。設立時の構成員全員の氏名、住所が記載された名簿を提出してください。(名前と住所の記載があれば、既存の区民名簿でも可)

■保有資産目録・保有予定資産目録 (様式2、3)

登記簿謄本、不動産売買契約書等を提出する必要はありませんが、不動産登記簿のとおり、正確に不動産等の表示を記入してください。

なお、保有予定の不動産については、取得の確実性が担保されている程度の記載が必要であり、取得予定時期も記載してください。

■直近の総会資料

その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを確認します。

■代表者承諾書

申請者を代表者として選出する旨を決定したことは、総会議事録で確認しますので、申請者が代表者となることを承諾した旨の承諾書(申請者本人の署名があるもの)を提出してください。

また、自治区以外(自治会など)の場合は、その地縁による団体が属している自治区長の承諾書もあわせて提出してください。

■区域図

区域を示した図面を提出してください。

■裁判所による代表者の職務執行停止等の有無(様式4)

裁判所による代表者の職務執行停止の有無、裁判所による代表者の職務代行者の有無、代理人の有無を確認します。

Ⅲ 認可後の地縁団体

1、認可地縁団体の性質

認可を受けた地縁による団体は、法的な位置づけが変わり、権利能力や義務を有することになります。従来、従来の自治区・自治会活動等はまったく変わりません。したがって、認可を受けた自治区・自治会と市との関係などについても基本的に変わりません。

権 利	■団体名義での資産登記 ・不動産をはじめとする資産の登記が可能となります。ただし、登記には費用(登録免許税、司法書士に依頼した場合の報酬等)がかかります。
	■団体名義での法律行為 ・団体名義で契約をはじめとする法律行為の主体となることができます。
義 務	■税関係の手続きと納税義務 ・認可後には、法人の設立に関する届出等を県税事務所、市税務課に提出しなければなりません。 ・法人としての納税義務が発生します。ただし、収益事業を行わない場合は、登録免許税を除き、減免となる場合があります。
	■告示事項の変更手続き ・代表者や主たる事務所の所在地が変わったときなど、告示されている内容について変更があった場合は、市へ届出が必要となります。
	■規約の変更手続き ・団体の名称や区域など、規約の内容を変更する場合には、市の認可が必要となります。事前に市総務課に相談のうえ、市の認可を受けてください。
	■財産目録、構成員名簿の作成と備え置き ・財産目録…認可を受けるとき及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれを主たる事務所に備え置いてください。 ・構成員名簿…構成員名簿を据え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えてください。なお、認可申請時以外は、市への報告・提出の必要は不要です。
	■総会開催の義務 ・認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、通常総会を開いてください。

2、税関係の手続きと納税義務について

認可を受けた地縁による団体は、公益法人等とみなされ、税法上における納税義務者となります（収益事業のみ課税対象となります）ので、下表の書類を速やかに提出しなければなりません。

収益事業を行わない場合でも、認可後には、県や市へ法人の設立届を提出しなければなりません。なお、収益事業を行わない地縁による団体については、毎年「減免申請書」を提出する必要があります。また、収益事業を行わない地縁による団体が所有する集会所等については、固定資産税も減免の対象となる場合がありますので、市税務課資産税担当までご相談ください。

◎不動産取得税の減免については、総合県税事務所にご相談ください。

	認可地縁団体の認可を受けた法人	
	収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
山梨税務署 〒405-0018 山梨市上神内川 738 電話 0553-22-1411		・法人設立届出書 ・収益事業開始届出書
山梨県総合県税事務所 （事業税課法人担当） 〒406-8601 笛吹市石和町広瀬 785 電話 055-261-9116	・法人の設立等に関する報告書 【必要なもの】 ・団体印又は代表者印 ・団体規約	・法人の設立等に関する報告書 ・国税の収益事業開始届出書の写し
甲州市役所税務課 （市民税担当） 〒404-8501 甲州市塩山上於曽 1085-1 電話 0553-32-5069	・法人の設立等に関する届出書 【必要なもの】 ・団体印又は代表者印 ・団体規約	・法人の設立等に関する届出書 ・国税の収益事業開始届出書の写し

参考① 認可地縁団体の主要税目の課税

		認可地縁団体の認可を受けた法人	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市税	法人市民税	均等割(年 50,000 円)のみ課税 ◎申請することで 減免可能	課税 (均等割と法人税割額)
	事業所税	非課税 (収益事業以外の事業に係る事業所床面積に対して)	課税 (収益事業に係る事業所床面積等に対して)
県税	法人県民税	均等割(年 21,000 円※)のみ課税 ◎申請することで 減免可能	課税
	法人事業税	非課税	課税
国税	法人税	非課税	課税

※平成 24 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度分の申告から、森林環境税として従前の均等割額の 5%が加算されています。(上記税率は加算後のものです。)

参考② 登記などに伴う主要課税関係について

税 目		内 容
県税	不動産取得税	課税 自治区等住民が組織する地域団体が、専ら公共の用に供する集会所等 を取得した場合については、申請により減免できる場合があります。詳 しくは、県税事務所にご相談ください。
国税	登録免許税	課税 登記の原因により、税額が異なります。詳しくは、法務局に確認してくだ さい。

※不動産登記の手続きについては、司法書士等の専門家に依頼をしてください。また、費用につい
ては、見積等を取得してください。

3、不動産登記について

不動産を新しく登記する場合や団体名義に移転する場合には、法務局（甲府地方法務局）での手続きが必要となります。

不動産登記をする際に必要となる「地縁団体台帳（認可地縁団体証明）」と「印鑑登録証明書」は市役所で交付しておりますが、別途、法務局が定める必要書類などについては、法務局に確認してください。

○問い合わせ先

甲府地方法務局 〒400-8520

甲府市丸の内 1 丁目 1 番 18 号（甲府合同庁舎）

電話 055-252-7151（代表）

4、地縁団体台帳（認可地縁団体証明）について

地縁による団体が、市に認可されていることを証明するものとして、地縁団体台帳の写しの証明書があります。不動産登記をする際には、地縁団体台帳（認可地縁団体証明）が必要となります。

■地縁団体台帳（認可地縁団体証明）の発行

<受付窓口> 総務課 総務担当

<手数料> 1通300円

<必要なもの> ・認可地縁団体証明書交付請求書（様式 5）

・申請者の印鑑

5、印鑑登録と印鑑登録証明書の発行について

認可地縁団体は、団体名義で印鑑登録を行うことができます。また、不動産登記をする際は、印鑑登録証明書が必要となります。

■**団体名義の印鑑登録** … **登録資格者本人**が手続きを行ってください。代理人(総会の議決により選任され、告示されている者)による申請の場合は委任状が必要です。

<受付窓口> 総務課 総務担当

<手数料> 無料

<登録資格者> ・代表者(会長等)

・職務代行者(民事保全法の定めるところにより裁判所により選任された代表者の職務を代行する者)

・仮代表者(地方自治法第260条の9に規定する仮代表者)

・特別代理人(地方自治法第260条の10に規定する特別代理人)

・清算人(地方自治法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人)

<必要なもの> ・認可地縁団体印鑑登録申請書(窓口で記入) (様式6)

・地縁団体として登録する印鑑(団体印)

・登録資格者個人の登録印(代表者の実印)

・登録資格者個人の印鑑登録証明書

・登録資格者の本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)

・委任状(代理人申請の場合)

・代理人の本人確認書類(代理人申請の場合)

<印鑑登録できない印鑑>

・認可地縁団体の名称を表していないもの

・ゴム印その他の印鑑でその形態が変形しやすいもの

・印影の大きさが、1辺の長さ8mmの正方形より小さいもの

・印影の大きさが、1辺の長さ30mmの正方形より大きいもの

・印影を鮮明に表しにくいもの

・その他、認可地縁団体印鑑として適当でないと市長が認めたもの

■**印鑑登録証明書** … **登録資格者本人**が手続きを行ってください。代理人(総会の議決により選任され、告示されている者)による申請の場合は委任状が必要です。

<受付窓口> 総務課 総務担当

<手数料> 1通300円

<必要なもの> ・認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書(窓口で記入) (様式7)

・地縁団体として登録した印鑑(団体印)

・登録資格者個人の本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)

・委任状(代理人申請の場合)

・代理人の本人確認書類(代理人申請の場合)

6、告示事項変更手続きの流れ

代表者や主たる事務所の所在地が変わったときなど、告示されている内容に変更があった場合は、市への届出が必要となります。

(1) 総会による決議

各認可地縁団体の規約の定めるところにより総会を開催し、代表者等の変更についての議決を行ってください。

(2) 告示事項変更届出書の提出

総務課に以下の書類を提出してください。

【提出書類】

①告示事項変更届出書（様式 8）

②承諾書

③総会資料

④総会の議事録

※代表者の変更について議決されたことがわかるもので、議長及び規約に定める数の議事録署名人の署名捺印があること

(3) 告示事項変更の告示

総務課にて告示事項変更届の告示手続きを行ったのち、告示事項の変更手続きが完了した旨の通知文を送付します。

(4) 印鑑登録手続き（任意）

※代表者の変更後に認可地縁団体の印鑑登録は抹消となりますので、印鑑証明が必要な場合は必ず印鑑登録の手続きを再度行ってください。

7、規約変更手続きの流れ

規約の内容を変更する場合には、事前に総務課に相談のうえ、市の認可を受けてください。なお、規約の内容のうち、「団体の名称」「事務所の所在地」「区域」「規約に定める目的」を変更した場合は、告示事項変更手続きを一緒に行ってください。

※運営細則等の変更の場合は、認可申請書の提出は不要です。

(1) 事前相談

認可地縁団体の規約の変更を行う場合は、変更する内容について事前に総務課へご相談ください。

(2) 総会による決議

各認可地縁団体の規約の定めるところにより総会を開催し、規約の変更についての議決を行ってください。なお、規約の変更にあたっては、総区民の4分の3以上の議決が必要となります。

※規約変更など、重要事項の議決に関する人数要件を変更することはできますが、少数の会員の意思により決することのないよう、慎重に判断してください。

(3) 規約変更認可申請書の提出

総務課に以下の書類を提出してください。

【提出書類】

- ①規約変更認可申請書（様式 9）
- ②新規約（案）
- ③規約変更の内容及び理由を記載した書類（総会資料）
- ④規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会の議事録）

※議事録には、議長及び規約に定める数の議事録署名人の署名捺印が必要です。

また、規約の変更の場合は、総区民の4分の3以上の議決が取られていることがわかるように議事録を作成してください。

(4) 規約変更の認可

総務課にて規約変更の内容を審査し、認可後に認可通知書を送付します。

IV 認可の取消と解散

1、認可の取消

次の事項に該当する場合は、認可が取り消されます。

- ① 地方自治法第260条の2第2項各号に掲げられた4つの認可要件(5ページ)のいずれかを欠くこととなったとき
- ② 不当な手段により認可を受けたとき

2、認可地縁団体の解散

次の事項に該当する場合は、認可地縁団体は解散となります。

- ① 規約で定めた解散事由が発生したとき
- ② 破産手続き開始の決定
- ③ 認可が取り消されたとき
- ④ 総会において、規約で定めた定数の会員の賛成で、解散することが決議されたとき
- ⑤ 「相当数」の者が構成員となっていると認められなくなったとき

※破産、解散及び清算については、裁判所の監督の下に所定の手続きを進めることとなります。

V 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

1、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について

平成27年4月1日に施行された地方自治法の一部改正により、一定の要件を満たした認可地縁団体が所有する不動産については、登記名義人やその相続人のすべて又は一部の所在が知れない場合に、一定の手続きを経ることで、認可地縁団体が単独で当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記申請を行うことができるようになりました。

2、申請の要件

認可地縁団体が所有する不動産に係る特例制度を利用する場合は、次の4つの要件をすべて満たしている必要があり、これらの要件を満たしていることを疎明するに足りる資料の提出が必要です。

★不動産登記の特例制度の適用を受けるための4つの要件★

- ① 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- ② 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。
- ③ 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。
- ④ 当該不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと。

☆4つの要件を満たしていることを疎明するに足りる資料の例

- (1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- (2) 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること

- ① 申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書
- ② 上記①のほか、
 - ・公共料金の支払領収書
 - ・閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
 - ・旧土地台帳の写し

- ・固定資産税の納税証明書
- ・固定資産課税台帳の記載事項証明書 …等
- ③ 上記②が入手困難な場合、入手が困難であった理由を記した書面(理由書)を提出するほかに、
 - ・認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等(以下「精通者等」という。)の証言を記載した書面
 - ・認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真 …等

(3)当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつての当該認可地縁団体の構成員であった者であること

- ① 下記の書類
 - ・認可地縁団体の構成員名簿
 - ・市町村が保有する地縁団体台帳
 - ・墓地の使用者名簿(申請不動産が墓地である場合) …等
- ② 上記①が入手困難な場合、入手が困難であった理由を記した書面(理由書)を提出するほかに、
 - ・申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人のすべてが認可地縁団体の構成員又はかつて当該地縁団体の構成員であったものであることについて、申請不動産の所在地に係る精通者等の証言を記した書面 …等

(4)当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

- ① 下記の書類
 - ・登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面
 - ・登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
 - ・申請不動産の所在地に係る精通者等が、登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面 …等
- ※登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明するに足りる資料が添付できれば当該要件を満たすことになります。この場合、所在が判明している登記関係者には、特例制度を行うことについて、事前に同意を得ておくことが望ましいです。

3、申請の流れ

(1) 事前準備

書類の作成等について、事前に総務課へご相談ください。

(2) 総会の開催

認可地縁団体の規約に定めるところにより総会を開催し、以下の内容について議決を行ってください。

【協議事項】

- ・申請不動産の所有に至った経緯についての議決
(保有資産目録又は保有予定資産目録に、申請不動産の記載がなかった場合)
- ・特例適用を申請する旨の議決

(3) 申請

認可地縁団体がその所有する不動産についてこの特例の適用を受ける場合には、以下の書類を、総務課に提出してください。

【提出書類】

- ① 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書 (様式 10)
- ② 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- ③ 認可申請時に提出した保存資産目録又は保有予定資産目録等
※ただし、保有資産目録又は保有予定資産目録に、申請不動産の記載がなかった場合は、申請不動産の所有に係る事項について総会で議決したことを証する書類(総会議事録)
- ④ 申請者が代表者であることを証する書類
- ⑤ 特例を受けるための一定要件を満たしていることを疎明するに足りる資料

(4) 審査

申請の要件、提出書類の内容等について市で審査します。

(5) 公告 (3か月以上)

当該申請に係る不動産が登記の特例の適用を受けるための要件を満たしていると確認できた場合、当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることに異議のある者は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を3か月以上公告します。

(6) 情報提供

公告をした結果、当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をするに異議を述べる者が現れなかった場合には、市は関係者の承諾があったものとみなし、認可地縁団体に公告をしたこと及び登記関係者が当該期間内に異議を述べなかったことを証する情報を提供します。

認可地縁団体は、この情報提供の書面を含む必要書類を持参し、法務局で登記を申請することができるようになります。

※異議を述べる者が現れた場合…

不動産の登記関係者(表題部所有者、所有者の登記名義人、これらの相続人)や不動産の所有権を有することを疎明する者が異議を申請不動産の登記移転等に係る異議申出書(様式 11)により申し出た場合は、公告による手続きは中止となります。

市は、認可地縁団体に異議を述べた登記関係者等の氏名や住所、異議を述べた理由等を通知しますので、認可地縁団体は異議を述べた当該者との協議等を行うことが可能となります。

地縁団体に関する問い合わせ

甲州市役所総務課

総務担当

山梨県甲州市塩山上於曽 1085 番地 1

TEL 0553-32-5041